

申1号 労働条件向上に関する申入れ団体交渉を行う その3

第6項 各ブロックに、安全指導等を強化するために駅務責任者を配置すること。

会社の回答

- ・JR東日本との業務委託契約に基づき駅務責任者を配置している。
- ・今後は会社が大きくなる関係で、規模によって配置拡大を検討したい。

組合の主張

- ・JR東日本との契約時に、社員の安全指導等および異常時対応を強化するために各駅に駅務責任者の配置を要請すること。

第7項 旅客から暴力行為を受けた社員の安全を最優先とした対応を図ること。また、対応方マニュアルの作成と見舞金制度を確立すること。

会社の回答

- ・安全の確保は鉄道業務において最も優先とすべきことである旨を指導しているところである。
- ・万一の事象に備えた対応方や見舞金制度等の整備について検討を行っていく考えである。

組合の主張

- ・事前に暴力を防ぐ体制および暴力を受けたときの対応方マニュアルの作成。
- ・見舞金制度の確立を求める。
- ・各駅の防犯システムの設置確認と社員周知の徹底。

ポイント！

暴力行為に対するマニュアルの作成と見舞金制度の確立を確認！

第8項 エルダー雇用の場の確保のため、受託駅を無人化しないこと。

会社の回答

- ・受託駅の無人化の計画は、JR東日本からの提案を受け協議し、受託解消となる。

組合の主張

- ・受託駅で働く組合員の雇用の場を一方的に無人化することに反対する。
- ・施策実施にあたっては事前に協議をすること。

第9項 JR東日本ステーションサービス会社エリアの職務乗車証を支給すること。

会社の回答

- ・業務に必要な交通費は支給している。
- ・当社が職務乗車証を持ち合わせて支給できる条件ではない。

組合の主張

- ・JR東日本のグループ会社として、日々の業務で必要なため、会社エリアの職務乗車証を支給すること。